

地区別計画について

復興計画《暫定版》16 ページ

(6) 地区別実施計画の策定

特に被害が甚大で、住民からの意見・要望や住民意向アンケート調査の結果、住まいと暮らしの再建や地域コミュニティの再生に向けた取り組みが特に必要な地区については、別途、「地区別実施計画」を策定し、地域住民との協議を重ねながら、個別具体的な取り組みを進めていきます。

以下、下記の地区別計画（案）を追記する。

大川地区及び肱川地区は、平成 16 年 5 月に策定された肱川水系河川整備計画において築堤計画の予定がない地域であり、被害も甚大であったことから、「住まいと暮らしの再建」や「まちの再生」自体の復旧・復興に向けた取り組みを進めていきます。

なお、中長期的には以前の場所で安心して生活が送れるための「安全・安心の確保」対策を進めていく必要があることから、当該エリアの治水対策については国や県の支援をいただきながら進めていきます。

① 大川地区

東区、森山本村区及び八河区において、復興事業を検討します。

② 肱川地区

浸水被害を受けた全地区を対象として、復興事業を検討します。

また、「まちの再生」については、肱川支所を中心としたエリアにおいて、復興事業を検討します。